

改正概要

- ・ 岐阜県公共測量作業規程（以下、同規程という）は、国が定める「作業規程の準則（以下、同準則という）」を準用しており、この度、同準則の改正がありました。
- ・ 同準則の主な改正内容は下記のとおりです。
 1. 国土地理院長が承認した測量の原点（標高）に基づく離島でのジオイド高算出のため「基準面補正パラメータ」の使用を新たに定義。
 2. 水準点用の標高補正パラメータを使用した既設水準点成果の復旧測量（改算）を新たに規定。
 3. 全国の標高成果の改定に関連し、現行の「GNSS 測量機による水準測量」の代替となる GNSS 標高測量（3 級水準測量）を準則へ導入。
 4. 標高成果にも元期を設定し、基準点測量と同様にセミ・ダイナミック補正を適用。
 5. 「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」（平成 31 年制定）の準則への反映。
 6. 断面図作成方法として数値地形モデル（TIN）法に加えて、点群データを用いた最近隣法を標準化。
 7. 航空レーザ測量及び航空レーザ測深測量のオリジナルデータに関する規定に点密度を追加。
 8. 計算式（平面直角座標→経緯度座標への変換）の改善。
 9. 用語の修正、ISO 及び JIS 規定の表記への対応。
- ・ なお、同改正にあわせて、同規程の本文に「同準則の読み替えのみ」を定める内容と変更することで、今後の同規程の改正を不要としたものです。
- ・ 実務上は、同規程の読み替えに留意し、最新の同準則に基づき測量を実施してください。